

市長交際費の支出基準に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長交際費の支出基準を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、市長交際費の公平で公正な執行を図ることを目的として、必要な事項を定める。

(支出の相手方)

第2条 市長は、次に掲げる個人又は団体に対し、次条に規定する基準に基づき、市長交際費を支出することができる。

- (1) 行政上の関わりがあるもの
- (2) 市政において功績があったもの
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

(支出基準)

第3条 市長交際費の支出基準は次のとおりとする。

	区 分	支出内容	金額
1	慶 祝	壮行会・叙勲受章・祝賀会等	社会通念上妥当と認められる額
2	弔 慰	葬儀・・・供花等 ※別表で規定する。	社会通念上妥当と認められる額
3	会 費	総会、新年互礼会、記念式典等 ※市に有益かつ交際上必要な場合に支出する。 ※政党・政治家のパーティーは除く。	会費又は会費相当分とする
4	その他	年賀状・・・各市長、国、大阪府、関係団体・個人 名刺・・・陳情用 土産・・・訪問時の手土産等交際上必要と認められるもの	社会通念上妥当と認められる額

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表

1 豊中市としての弔慰の基準

(1) 市議会議員

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	弔辞 供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	その他豊中市有功者表彰及び待遇に関する条例に基づくものとする。
元職	弔辞 供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	

(2) 行政委員会委員等（教育、選管、公平、監査、農業、固定資産）

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	
元職	供花等 弔文または弔電	弔文または弔電	

(3) 執行機関の附属機関委員等（各種審議会委員、民生・児童、人権、行政相談、保護司等）

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	
元職	供花等 弔文または弔電	弔文または弔電	

(4) 各種団体役員（支出内容は別表2で規定する。）

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	主として市域全体を網羅した団体(連合組織)の会長・副会長
元職	供花等 弔文または弔電	弔文または弔電	

(5) 議員（衆参議員、府議）

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	
元職	供花等 弔文または弔電	弔文または弔電	

(6) 官庁関係等（国、大阪府、警察等）

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	

(7) 各市長・町長

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
現職	供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	

(8) 学校関係

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
学校長	供花等 弔文または弔電	弔文または弔電	
元学校長	弔文または弔電	弔文または弔電	

(9) 豊中市名誉市民

	本人	配偶者・子・ 実父母・同居の義父母	備考
名誉市民	弔辞 供花等 弔文または弔電	供花等 弔文または弔電	

(10) その他

上記のほか、特に市長が必要と認めた場合には供花等で弔意を表す。

別表

2 各種団体役員

種別	個別・連合組織	役職等	現職				元職			
			本人		配偶者・子・実父母・同居の義父母		本人		配偶者・子・実父母・同居の義父母	
			供花等	弔文弔電	供花等	弔文弔電	供花等	弔文弔電	供花等	弔文弔電
P T A連合	市域全体を網羅した団体 (連合組織)	会長・副会長	○	○	○	○	○	○		○
自治会	個別自治会、 連合自治会	会長	○	○	○	○		○		○
消防団	団本部、各分団	団長・副団長	○	○	○	○	○	○		○
		分団長・副分団 長・団員	○	○				○		
協議会	市域全体を網羅した団体 (連合組織)	会長・副会長	○	○	○	○	○	○		○
組合	市域全体を網羅した団体 (連合組織)	会長・副会長	○	○	○	○	○	○		○
労働団体	市域全体を網羅した団体 (連合組織)	会長・副会長	○	○	○	○	○	○		○
公民館	公民分館	分館長	○	○	○	○		○		
福祉団体	市域全体を網羅した団体 (連合組織)	会長・副会長	○	○	○	○	○	○		○
	校区福祉委員会 (校区社協)	会長	○	○	○	○		○		
	単位老人クラブ	会長	○	○				○		
医療団体	三師会	会長・副会長	○	○	○	○	○	○		○
	学校医	学校医	○	○	○	○		○		